

産業建設委員会 会議録

=====
日 時 令和元年8月27日(火曜日)
午前10時開会, 午前11時48分閉会
場 所 第4委員会室

日 程

- 1 開 会

 - 2 委員長挨拶

 - 3 協議事項
(1) 都市産業部関係について
(2) 建設部関係について

 - 4 その他

 - 5 閉 会
-

出席委員(8名)

委員長	勝田	達也
副委員長	小坂	博
委 員	内田	卓男
委 員	柏村	忠志
委 員	寺内	充
委 員	矢口	清
委 員	柳澤	明
委 員	平石	勝司

欠席委員(なし)

都市産業部長	塚本	隆行
建設部長	岡田	美徳
商工観光課長	皆藤	秀宏

農林水産課長	室町 和徳
都市計画課長	佐々木 啓
建築指導課長	坂本 憲一
道路課長	草間 正志
住宅営繕課長	櫻井 良哉
下水道課長	和田 利昭
公園街路課長	浅岡 武徳
水道課長	黒須 清一
農業委員会事務局長	下村 浩

事務局職員出席者

主査 村瀬 潤一

傍聴者 (なし)

- 勝田委員長** ただ今から産業建設委員会を始めさせていただきます。それでは、早速9月定例会上程議案等についての協議事項の方に入りたいと思います。令和元年度土浦市一般会計補正予算（第4回）（案）について、順次説明願います。
- 皆藤商工観光課長** 別添資料1の1ページをお願いいたします。事業名は小町の館新設駐車場整備事業でございます。事業の経緯といたしましては、現在69台分の駐車場整備をしておりますが、イベントの開催時には多くの方が訪れまして、周辺の私有地や民間保有地を借用し、対応をしてきたところでございます。また平成30年3月には新たな登山道ができ、平日も早朝よりハイカーが訪れ路上駐車が発生している状況でございます。このことから新たに駐車場を整備し、路上駐車を解消するものでございます。資料の2ページをお願いいたします。駐車場用地でございますが、小町の館の右側の田んぼ1、987㎡を整備予定地といたしまして、6月に取得したものでございます。3ページ、手書きの図面でございますが、新たに56台分、照明3基、砕石舗装という内容のものでございます。1ページをお願いいたします。駐車場の整備工事費としまして1,520万円、土地開発基金からの買戻しとして313万円、それから備品購入費、こちらは駐車場の案内看板ですね、そちらが36万円、合わせまして1,869万円の補正をお願いするものでございます。
- 室町農林水産課長** 資料の4ページをお願いいたします。事業名は多面的機能支払交付金事業でございます。事業内容欄に記載の通り、多面的機能支払交付金とは、水路、農道、ため池及び法面等、農業を支える共用施設を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金であり、農地、農業用水路の保全に取り組む地域団体に対して、活動エリアの農用地面積に応じて交付金を交付し、地域資源の環境保全を図っていただくもので、交付金の割合につきましては、国が50%、県が25%、市が25%であり、国県の分を含めて市から交付をしているところでございます。交付金の内容については5ページをご覧ください。大きく分けて3つの活動を支援するもので、1つ目の箱が農地維持支払交付金で、こちらは農地の法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持の基礎的な保全活動を支援するものです。2つ目の箱が資源向上支払交付金の内の共同活動で、こちらは水路・農道の軽微な補修、農村環境保全として、水質及び生き物調査等や住民共同での植栽活動を行うものに対する支援でございます。3つ目の箱が資源向上支払交付金の内、施設の長寿命化に取り組む活動を支援するもので、主に老朽化が進む農地まわりの農業用排水路、農道の施設の長寿命化のための補修、更新のための活動に対して支援するものでございます。4ページに戻っていただいて、説明の欄をご覧ください。この事業は5年単位で継続して実施する事業になっておりまして、5年を経過し、再更新をして活動する組織の交付金の内、資源向上・長寿命化の活動については、予算要求時においては、予算配分がされないという説明があったことから、当初予算では要求しておりませんでした。しかしながら、今般、この長寿命化についても、国から追加交付がされることになりましたことから1,851万4,000円の補正予算を

お願いするものでございます。8ページをお願いいたします。なお、今回の追加交付による活動組織につきましては、こちらの太枠の土浦市天の川上流地区と新治地区の2団体でございます。9ページ以降につきましては、現在、活動している団体の位置図をつけているものでございます。

○勝田委員長 質問等ございましたらお願いいたします。

○柳澤委員 多面的機能支払交付金の内容についてお聞きします。地域の共同作業について支払われるということなんだけど、5ページの写真を見るとね、地域で出来ることと業者を入れないと出来ない部分があるように見えるんだよね。例えばひび割れの補修とかね、土木工事、舗装、あるよね。農家の人だけでは出来そうにない気がするんだけど、業者に委託した場合も該当になるの。

○室町農林水産課長 5ページ、上の2つの箱については、地域の皆さんに取り組んでいただいて・・・。

○柳澤委員 上の2つ。

○室町農林水産課長 上の2つです。こちらで、例えば、農道であれば碎石を補充していただく等、皆さんでやっていただいて、一番下の箱、こちらについては自分達では難しいので、そういうものについては委託することが出来るとなっております。

○勝田委員長 他にございますか。

(「無し」との声あり。)

○勝田委員長 質問も無いようですので、次に、令和元年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第2回)(案)について説明願います。

○和田下水道課長 別添資料2の1ページをお願いいたします。増額補正をお願いするものでございます。補正の内容でございますが2点ございます。1点目が水洗化普及事業の増額でございます。今回をお願いいたします900万円につきましては、県により平成30年度から実施されました森林湖沼環境税を活用しました接続補助制度の拡充に伴うものでございます。本年度につきましては、水洗化率向上のため県からの補助金が再度増額配分されることになりましたため、内示見込み額に応じた増額補正をお願いするものでございます。次に2点目でございます。事業名は流域下水道事業でございます。本市の公共下水は、県の霞ヶ浦浄化センターで処理されておりますことから、本市を含みます湖北流域の4市と1町により浄化センターの改修などの建設費用を負担しているところです。今回お願いする3,295万9,000円の増額につきましては、県の防災減災国土強靱化にかかる緊急対策事業の実施により、浄化施設の改修や耐震化などにかかる費用が増額されましたことから、本市の負担も増額となったことから増額補正をお願いするものでございます。

○勝田委員長 質問等ございましたらお願いいたします。

○柏村委員 下水道の量っていうのは増えているんですか。減ってると思うんですが。

○和田下水道課長 今回の負担金の増額につきましては、あくまでも浄化センターの建設にかかる費用負担の増額でございます。汚水の量につきましては、昨年度と一

昨年度を比べれば、やや減っているかなという増減でございました。

○柳澤委員 3, 295万9, 000円に対して、市債が4, 160万円なのはなぜ。

○和田下水道課長 一般財源がマイナス864万1, 000円されておりますが、こちらは年度当初、予算の中で仮設的な工事がありまして、そういったものが起債の対象にならなかったもので、一般財源の持ち出しがあったんですが、補正をするにあたり県の方で、一部、本設工事に切り替えたというのがありまして、それが起債の対象事業に認められたということです。起債に充てられなかったものが充てられるということから、一般財源を使わなくて済む、起債に充てられるということで、このようなことになっております。

○柳澤委員 一般財源で確保してあるのに、なぜ金利が発生する起債にするの。

○岡田建設部長 下水道債の場合には、元利償還金に対しまして交付税措置がありません。

○柳澤委員 そういう事なら分かる。

○勝田委員長 他にございますか。

(「無し」との声あり。)

○勝田委員長 質問も無いようですので、次に、土浦市建築基準条例及び土浦市手数料条例の一部改正(案)について説明願います。

○坂本建築指導課長 別添資料3の1ページをお願いいたします。2つの条例の改正概要でございます。まず条例改正の背景ですが、国内で植林されました樹木が利用可能な段階を迎えつつある。また、人と環境にやさしい自然材料の活用による木材建築物の規制の合理化。そしてオリンピック等の国際大会の開催や災害における一時的に必要とする建築物の既存ストックの利用。これら木造建築の推進、既存ストックの活用から建築基準法の一部が改正され、2つの条例においても所要の改正を行うものでございます。2の条例改正の要点でございますが、まず土浦市建築基準条例の一部改正は、木造建築の推進の観点から木造利用が可能となるよう、各種学校等における難燃材料等の廃止。2点目が、既存建築のストックの活用から、条例適用除外の対象に、興行場等に用途変更して一時的に利用出来るようになりました。3点目としましては、法改正により条項ずれの整理です。次の土浦市手数料条例の一部改正は、用途規制の適用除外にかかる許可手続きの一部簡素化に伴う手数料の追加。2点目が、既存の建築物について、用途変更により2以上に分けて改修工事を行うことが可能となり、それに伴う全体計画の認定手数料の追加。3点目が、建築物の興行場等への用途変更の許可申請手数料の追加。そして条項ずれの整理となります。2～5ページが土浦市建築基準条例及び土浦市手数料条例の一部を改正する条例案でございます。6～13ページが土浦市建築基準条例の新旧対照表となっております。14～22ページが土浦市手数料条例の新旧対照表となっております。施行は公布の日からとなっております。

○勝田委員長 質問等ございましたらお願いいたします。

○内田委員 資料の7ページ13条の現行の8行目「難燃材料でし、かつ」の「でし」

って、公文書としてはおかしくないか。

- 坂本建築指導課長 当時の法令審査会等でも審査をして、このようになっていたと思います。今回、この部分は、法改正により削除となるんですが・・・。
- 内田委員 ここは無くなるのか。そうか、分かった。元が間違ってたのね。
- 寺内委員 空間があるから興行場に変更するっていっても、加重計算とか、大丈夫な建物でないと変更出来ないよね。
- 坂本建築指導課長 今回の改正は、既存の建物を再利用するにあたって、当然、構造の計算が必要になってまいりますけど、ストックとして利用できますよと。単純に、あるから利用出来るではなく、計算上、そういうものはクリアした上でのことになります。
- 寺内委員 短期的なら出来るかもしれないけど、長期的に興行場にしたいとなると難しいでしょう。
- 坂本建築指導課長 あくまでも仮設的なものになります。
- 寺内委員 そうだろう。そう言わないと。説明の仕方が悪かったな。
- 坂本建築指導課長 はい、わかりました。ありがとうございました。
- 柏村委員 環境にやさしい自然材料を使う。木材が可能となるってありますけど、木材のCO₂と難燃材料を使った場合の比較は出てるんですか。
- 坂本建築指導課長 この難燃材料、今まで以上に火に強い材料を使っていきましょうとなったものです。
- 内田委員 条例改正の背景に、戦後植林された人工林資源が利用になったこととオリンピックが動機だとなっているが、このことによって、具体的に土浦市で該当するようなものがあるんですか。
- 坂本建築指導課長 1つ目の方は、学校改修等があれば該当してくると思います。興行場については、該当するものはないと思います。
- 内田委員 学校の改修だって、今、話題になってなければ無い事だよな。
- 坂本建築指導課長 将来的に、そのような案件が出てくれば該当するのかなと。
- 勝田委員長 他にございますか。
(「無し」との声あり。)
- 勝田委員長 質問も無いようですので、次に、市道路線の認定(案)について説明願います。
- 草間道路課長 別添資料4の1ページをお願いいたします。今回の認定案件は、並木一丁目15号線、並木一丁目16号線、乙戸80号線でございます。2ページをお願いいたします。市道路線の概要でございます。(1)並木一丁目15号線から(3)の乙戸80号線につきまして、順次説明いたします。いずれも開発行為により新設されたものでございまして、側溝も布設され舗装も完成しております。4ページをお願いいたします。並木一丁目15号線及び並木一丁目16号線は、土浦工業高校の北西側に位置します並木一丁目におきまして、有限会社ネオポリスによります開発面積、約5,360㎡、23区画の宅地分譲地に幅員6m、延長75.6

1 mの並木一丁目15号線と、幅員6 m、延長75.47 mの並木一丁目16号線の2路線を認定するものでございます。5ページをお願いいたします。乙戸80号線は、国道6号荒川沖交差点の西側に位置します乙戸地内におきまして、株式会社朝日コーポレーションによります開発面積、約2,880㎡、10区画の宅地分譲地に幅員6～10 m、延長102.43 mの市道を認定するものでございます。

○勝田委員長 質問等ございましたらお願いいたします。

(「無し」との声あり。)

○勝田委員長 質問も無いようですので、次に専決処分の報告について説明願います。

○草間道路課長 別添資料5の1ページをお願いいたします。始めに公用車に係る物損事故でございます。事故の発生は平成31年2月6日の午前9時30分頃。土浦厚生病院の北側にありますパインヒルズ東若松という団地で発生いたしました。事故の概要としましては、道路補修事務所が道路側溝の清掃を行った後、次の現場に向かう際、トラックが行き止まりの市道に入ってしまったため、車をバックし切り返しをする際、トラックの後部にある金属製のフックを相手方のブロック塀に衝突させ、3ページにある写真の通り塀の一部を破損したものでございます。和解の概要としましては、土浦市が相手方に対し、損害額3万5,000円を支払うことにより和解したものでございます。なお、当該ブロック塀につきましては、宅地間に設置されている共有持ち分のため、4～6ページにも案件があります通り2名と和解したものであることから、損害は合わせて7万円ということでございます。続いて7ページをお願い致します。こちらにつきましては、道路管理瑕疵についてでございます。事故の発生は平成31年4月2日の午前10時30分頃。8ページに添付いたしました県道土浦坂東線と市道下高津二丁目3号線の交差点付近で発生した物損事故でございます。事故の概要としましては、相手方の妻の運転する車両が市道下高津二丁目3号線を走行中、信号待ちで路肩に寄ったところ、9ページの写真の通り劣化した側溝の蓋が壊れ、タイヤ取り付け部の軸を破損したものでございます。和解の概要としましては、土浦市が相手方に対し、過失割合100%のため損害額7,500円を支払うことにより和解したものでございます。現地を確認したところ破損個所の他にも劣化が見られたことから、直ちにボックスカルバートへの布設替えを行いました。続いて10ページをお願い致します。こちらにつきましても、道路管理瑕疵についてでございます。事故の発生は令和元年6月9日の午後0時30分頃。11ページに添付いたしました市立第二学校給食センターの南側で発生した物損事故でございます。事故の概要としましては、相手方の車両が市道中神立69号線を走行し、自宅の駐車場に乗り入れた際、側溝に設置してあるグレーチングが跳ね上がり、12ページの写真の通り車両のリアバンパーを破損したものでございます。和解の概要としましては、土浦市が相手方に対し、過失割合100%のため損害額7万8,440円を支払うことにより和解したものでございます。なお、跳ね上がったグレーチングにつきましては、コンクリートが一部欠けていたことによりがたつきが発生していたことが原因とみられますので、直ちに補修とグレ

ーチングの固定をしております。

- 勝田委員長 質問等ございましたらお願いいたします。
- 平石委員 9ページの事案, 何年ぐらいで発生するのか。
- 草間道路課長 一般的に鉄筋コンクリートというのは50年ぐらいが耐用年数と言われております。
- 平石委員 よく車が乗りあげるところなのか。
- 草間道路課長 対向車が大型だったらしく, 極端に左側に寄ったということです。
- 柏村委員 市の駐車場の面積を教えてください。市営斎場の駐車場で隣の車にこすってしまったことがある。他市では二本ある線が一本だったので。修理費を出して全部解決してはいるんだけど, 自分が悪いんだけど, 市営の駐車場を作った方としては, 何の責任もないと言えるのか。
- 勝田委員長 道路課長のところではない。
- 岡田建設部長 一本線というところ, かなりあると思うんですが。
- 柏村委員 一本のところも承知してますが, つくば市では二本線の駐車場が多いですよ。
- 草間道路課長 駐車場の区画, 決められている最低のものが幅2.3m, 縦5.0mというものだったと記憶しております。それは随分昔に決められた基準でして, 今, 2,000CCですと, ほとんどが3ナンバーになっているので, 最近の駐車場はダブルラインだと思うんですが, ダブルラインだと幅が2.5m確保されている状況でございます。
- 柏村委員 新しい斎場になったのに, あそこは変わっていないんですね。鈴木側。
- 寺内委員 あそこは, 古いよ。
- 柳澤委員 単純に, 区画, 広げろって言えばいいだろうよ。
- 柏村委員 私, 金を払ったからね。作った側にも責任があるんじゃないかと思って聞いているの。
- 柳澤委員 ぶつける方が悪い。
- 寺内委員 昔は1台2.5mだった。2.3じゃなくて。駐車場をやってるから分かる。今は大型があるので2.5ではドアが開かなくなっちゃうので, そのためにダブルにしてるのよ。柏村委員, あの辺は狭いから広い方に停めた方がいいよ。
- 内田委員 平石委員に関連して, コンクリート50年, あの辺は陸前浜街道沿いだし, 一番古いものだと思う。そういうことから鑑みると, こういうことが増えてくるね。何らかの対策を考える時期に来ているんだろうな。
- 柳澤委員 斎場の古い方の駐車場, 時代に合わなかったんだよね。所管はどこだ。
(「環境衛生」という声あり。)
- 柳澤委員 そうか。ならね, 環境衛生に話をして, 区画の見直しをやった方がいいよな。俺も, ドア, やられてるんだよ。だから時代に合うものにした方がいいかもしれない。たいては金がかからないから, 委員長, 是非, 言ってください。
- 内田委員 先ほどの説明でダブルラインは2.5m以上確保されている。シングルラ

インはどのなの。

- 草間道路課長 2. 5 m確保されているところもあります。
- 内田委員 新しいコンビニや薬局の駐車場、話題の古い駐車場の幅員、市の施設でもダブルラインでやってるところあると思う。次回の委員会で報告してよ。
- 柳澤委員 直すだけだから。
- 内田委員 2. 5あるかどうか分からないで議論してもしょうがない。
- 柳澤委員 ついでに言わせてもらおうと、シングルで2. 7あるよりも、ダブルラインの方が安心感がある。だから所管に言って直してもらえば、そういうふうになってちょうだい。シングルの方が安くあがるんだろうけど。
- 勝田委員長 各課へ要望ということで・・・。
- 柳澤委員 そうそう、こっちから。
- 勝田委員長 草間課長、よろしく願いいたします。
- 柏村委員 確認ですが、私がぶつけた件、全て、私の責任ですか。
- 勝田委員長 市に瑕疵があるかどうかですか。
- 寺内委員 市にはないよ。ただ、古い方、どうせやるなら車止めを作ってください。バックしすぎてぶつけちゃうから。それで良いよね、柏村委員。
- 柏村委員 市に責任があるのかどうか聞きたい。
- 寺内委員 ないよ。役所は関係ない。
- 勝田委員長 あえて聞きますか。
- 寺内委員 言えないよな。納得してもらえないよ。
- 柏村委員 では、保留にしておきます。
- 勝田委員長 他にございますか。
(「無し」との声あり。)
- 勝田委員長 質問も無いようですので、次に、公の施設の区域外設置に関する協議について説明願います。
- 草間道路課長 別添資料6の1ページをお願いいたします。今回の案件は、阿見町との行政界におきまして、過去に阿見町が行った道路改良工事に伴い、土浦市域に阿見町道の拡幅部分が、行政界を超えて存在していることが判明したことから、今般、土浦市に属する土地を阿見町道に含めるため、阿見町から地方自治法第244条の3第1項の規定に基づき阿見町道の区域外設置に関する協議の申し入れがあったことから、議案として提出するものでございます。道路を含む公の施設を設置する場合、普通地方公共団体の区域内において設置することが原則であります。地方自治法においては、関係する普通地方公共団体との協議に基づきまして、当該普通地方公共団体の区域外に公の施設を設けることを認めております。今回、土浦市に属する土地を阿見町道に含めるため、阿見町と協議書を取り交わす必要が生じ、その際には双方の議会の議決が必要となります。取り交わす協議書の主な内容につきましては、記載の通り、施設の名称、場所、経費の負担でございまして、2ページをお願い致します。阿見町が過去に実施しました道路改良工事によって、土浦市の

区域に阿見町道が設置されていることが判明したことから、阿見町が今年の7月18日付けで協議書を取り交わすために土浦市に対し依頼をしてきたのが、この文書でございます。3ページをお願い致します。こちらが取り交わす協議書の案でございます。主な内容としましては、施設の名称としまして、阿見町道1059号線、設置場所は記載の通りでございます。4の負担につきましては、道路設置に必要な経費や維持管理に必要な経費について、土浦市に属する土地を含めて、全て阿見町が負担することとするものでございます。4ページをお願い致します。こちらが位置図になります。土浦市と阿見町の行政界に沿って阿見町道1059号線が存在しております。5ページをお願い致します。今、認定されている道路は、全て阿見町内になります。しかし、現場の状況は、土浦市側に拡幅されている箇所があり、その拡幅部分を、行政界を超えて阿見町道として管理されております。なお、こちらに伴います行政界の変更はございません。

○勝田委員長 質問等ございましたらお願いいたします。

○柏村委員 宍塚大池で、ちょうど土浦の、ここに書いてある区域外のような団地がありますね。要するにつくばとの隣。入ってくる時にはつくばの道路、さらに行くとき右手の方に10軒ぐらいあるかな。私も、聞いて、初めて分かったのね、そういう場合ね、道路はつくばの方だと思えるのね、土浦の住民が、そこを使っている。そういう場合なんかも、地方自治法第244条の3に該当するのでしょうか。

○草間道路課長 道路につきましては、一般交通に供するとして設置されておりますので、つくば市道であっても土浦市道であっても、どちらの方が使っても支障がないものでございます。そのような場合には、このような協議は必要ございません。

○柏村委員 土浦市の方が、その道路で事故を起こした場合はどうなるの。

○勝田委員長 道路瑕疵についてですか。

○柏村委員 はい。

○草間道路課長 道路管理者がつくばでしたら、つくば市の道路管理瑕疵になります。

○勝田委員長 この件は、すでになっているものですが、これからかすみがうら市の道路を拡幅しようとなった場合には、希望する土浦市から協議書の申し入れが必要となってくるのか。

○草間道路課長 地方自治法の手続きが発生してまいります。

○勝田委員長 その場合、管理は土浦市か。

○草間道路課長 その費用負担などの取り決めをするのが協議書になります。

○勝田委員長 他にございますか。

(「無し」との声あり。)

○勝田委員長 質問も無いようですので、次に、報告事項に移ります。アの入札案件について、順次説明をお願いいたします。

○草間道路課長 別添資料7をお願いいたします。1ページをお願いいたします。国道六号9号橋長寿命化補修設計及び耐震補強実施設計業務委託でございます。委託の場所は板谷一丁目でございます。委託概要としましては、国道六号をまたいでおり

ます長さ約31mのコンクリート製の橋につきまして、長寿命化のための補修と耐震補強の設計を実施するための実施設計でございます。2ページをお願いいたします。市道一級36号線ほか基礎調査委託でございます。委託の場所は乙戸沼の南側でございます。委託概要としましては、2箇所分かれておりますが、合計延長650mを、現況幅員2.7~4.5mを計画幅員5.0~5.5mに拡幅改良するための測量調査でございます。3ページをお願いいたします。市道中村南5丁目4号線基礎調査及び実施設計委託でございます。委託の場所は中村小学校の北東側でございます。委託概要としましては、延長80mの区間におきまして、現況幅員約6.0mの官地幅を活用して改良するための測量調査及び設計委託でございます。4ページをお願いいたします。市道国分9号線基礎調査及び実施設計委託でございます。委託の場所は国分町の団地内でございます。延長80mの区間におきまして、現況幅員約3.1mを、計画幅員4.0mに拡幅改良するための測量調査及び設計委託でございます。5ページをお願いいたします。市道今泉22・23・28号線実施設計委託でございます。委託の場所は今泉霊園の南側でございます。委託概要としましては、延長250mの区間におきまして、現況幅員約3.0mを、計画幅員5.0mに拡幅改良するための設計委託でございます。6ページをお願いいたします。市道二級15号線改良工事でございます。工事の場所は小松2丁目、土浦日大に向かう道路でございます。工事概要としましては、延長190mの区間におきまして、現況幅員約2.0mの歩道を全面的に改良し、でこぼこがなく歩きやすい道路に改良するものでございます。

○和田下水道課長 7ページをお願いいたします。沖宿第二処理区分公共下水道汚水工事でございます。工事概要としましては、本管の口径200ミリの污水管を、102.5mの区間に設置する工事を行うものでございます。

○浅岡公園街路課長 8ページをお願いいたします。8月27日執行の指名入札案件で、委託件名、都市公園樹木間伐業務委託でございます。工事期間としましては、契約の日の翌日から30日間、予定価格188万円でございます。委託概要でございますが、永国東公園・烏山第5公園の樹木15本の間伐でございます。10ページをお願いいたします。9月4日執行の一般競争入札案件で、工事件名、市道一級42号線道路改良工事でございます。工事工期、契約の日の翌日から150日間、予定価格3,171万円でございます。工事概要でございますが、延長100m、幅員14m、地盤改良工、排水構造物工、舗装工他でございます。11ページをお願いいたします。9月4日執行の一般競争入札案件で、工事件名、土浦市営駅西駐車場泡消火管塗装工事でございます。工事工期につきましては、契約の日の翌日から令和元年11月15日まで、予定価格248万円でございます。工事概要でございますが、駅西駐車場の消火設備である泡消火管の塗装工事をするもので、管の延命化を図るものでございます。

○黒須水道課長 12ページをお願いいたします。新治浄水場内・小野増圧機場内・本郷増圧機場内にございます廃水ポンプの点検整備、いわゆるオーバーホールを実施

するものでございます。これらの施設は平成16年に更新したもので、平成25年に点検整備を行いました。設置から15年が経過しておりますので、定期的な整備を行い長寿命化を図っていくものでございます。13ページをお願いいたします。東中貫地内配水管布設替工事でございます。昭和47年に設置された配水管の老朽化による更新工事で、平成28年度から令和5年度までの8ヶ年計画で進めている工事でございます。14ページをお願いいたします。大志戸地内の実施設計業務委託でございます。昭和40年台に布設された管で、老朽化で漏水が多くなっていることから配水管の布設替えのための実施設計業務委託でございます。

○勝田委員長 質問等ございましたらお願いいたします。

○内田委員 13ページ、コカ・コーラ関係の工事か。

○黒須水道課長 コカ・コーラへ行っている管で、コカ・コーラの受水槽のメンテナンスに合わせて工事を発注しています。

○勝田委員長 他にございますか。

(「無し」との声あり。)

○勝田委員長 質問も無いようですので、次に、土浦市わくわく茨城生活実現事業における移住支援交付要綱について説明をお願いいたします。

○皆藤商工観光課長 別添資料8をお願いいたします。目的ですが、東京圏から本市に移住しまして、新規就業又は起業する者に対して支援金を交付するものでございます。定住人口の増加、地域の中小企業の人材不足解消を図るものでございます。事業の形態ですが、地方創生推進交付金を活用した県を中心とした県内市町村による広域事業でございます。事業内容でございますが、交付金額、単身世帯者につきましては60万円、内訳としまして国が30万円、県が15万円、市が15万円でございます。2人以上の世帯移住者につきましては100万円にして、国が50万円、県が25万円、市が25万円でございます。市費につきましては、普通交付税と特別交付税の対象になっていまして、実質、市からの支出はゼロです。交付要件は、東京23区の在住者又は東京圏在住で東京23区への通勤者であって、茨城県がマッチング支援の対象とした中小企業への新規就労者又は茨城県の起業支援金の交付を受けた方というものでございます。本年度の予算でございますが、単身世帯のものは60万円2名分として120万円、世帯分は2世帯分としまして200万円。それとPR等のパンフレットの製作費として3万2,000円を要求したものでございます。要綱につきましては、今、決裁中でございまして、9月1日に執行するものでございます。

○勝田委員長 質問等ございましたらお願いいたします。

(「無し」との声あり。)

○勝田委員長 質問も無いようですので、次に、第88回土浦全国花火競技大会について説明をお願いいたします。

○皆藤商工観光課長 別添資料9をお願いいたします。今年度の花火大会の概要を説明させていただきます。開催は10月26日(土)午後6時から競技を開始する予定

でございます。会場は、前年同様、桜川畔。観客数は75万人を見込んでいます。競技内容はスターマインの部、10号玉の部、創造花火の部、仕掛け花火につきましては5台、その他大会提供花火としまして、レクチャー花火5号玉10発、ワイドスターマイン、エンディング花火7号玉88発という予定でございます。褒賞でございますが、前年同様、内閣総理大臣賞から茨城県知事賞まで、いくつかの賞を準備しているところでございます。栈敷の販売でございますが、去年の事故等がございましたので、今年度は優先販売をさせていただいたところでございます。全マスの窓口販売は9月3日に霞ヶ浦文化体育会館で抽選販売をする予定でございます。半マスはインターネット販売で9月10日正午から17日の午後11時まで、抽選販売をいたします。それからイス席、今年度、新たに設置をさせていただいたものでございますけど、2ページにございますように桜川左岸の栈敷席の下流にパイプ椅子を1,000人分設置する予定でございます。イス席は一人当たり3,000円、こちらも9月10日から17日までインターネットで申し込んで抽選販売の予定でございます。駐車場につきましては、今年度も臨時及び公共駐車場を約4,500台分用意してございます。観客輸送の方も例年通りシャトルバスを東口から運行するものでございます。臨時列車の方もJRと協議を重ねまして、上り4本下り4本の計8便を運行していただく予定でございます。翌日の清掃活動ですが、例年同様3,500人のボランティアと地元の方にご協力をいただきながら進めてまいります。

○勝田委員長 質問等ございましたらお願いいたします。

○柏村委員 イス席、一人3,000円とした根拠を教えてください。

○皆藤商工観光課長 定例会中の委員会で説明させていただきます。

○寺内委員 公共の駐車場で有料のところがあったが、今年は無料にするのか。

○皆藤商工観光課長 例年同様です。

○勝田委員長 他にございますか。

(「無し」との声あり。)

○勝田委員長 質問も無いようですので、次に、平成30年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計継続費精算報告書について説明をお願いいたします。

○佐々木都市計画課長 別添資料10をお願いいたします。アルカス土浦につきましては、平成26年度に事業に着手し精算が完了しました昨年度までに発生いたします税務コンサルティング業務でございますが、こちらにつきましては、平成26年度に継続費を設定いたしまして対応をしていたところでございますが、昨年度までにすべての業務が完了しましたことから、こちらにお示しをしている通り継続費の精算をご報告するものでございます。

○勝田委員長 質問等ございましたらお願いいたします。

(「無し」との声あり。)

○勝田委員長 質問も無いようですので、次に、本郷道踏切への歩道設置に係るJRとの協議経過について説明をお願いいたします。

○**草間道路課長** 別添資料1 1をお願いいたします。荒川沖小学校の通学路にもなっております荒川沖駅の南側に位置しますJRの本郷道踏切につきましては、昨年度、JR水戸支社との打ち合わせ資料を作成するため、道路の予備設計を発注しまして、今年度、JRを訪問しての打ち合わせが2回、JRと合同で現場の立ち合いを1回行ってきたところでございます。踏切を拡幅するにあたり、これまでの打ち合わせや現場立ち合いにおきまして、JR水戸支社から提示されている主な条件でございますが、1ページの2の(1)から(3)の記載の通りでございます。これらのことから、現在、2つの案をベースに打ち合わせを進めております。3ページの案1は、踏切の東側、西側ともに道路の両側を拡幅する案でございます。4ページの案2は、踏切の東側について、補償物件が少ない道路の南側に一方的に拡幅する案でございます。なお、今後の予定でございますが、図面に記載してありますように用地買収難航箇所がありますことから、現時点におきまして、完成形での整備は、極めて困難であります。そのため、今後は、地元からのご意見もいただいた上で、完成形その他、暫定形の案を複数作成した上で、引き続きJR水戸支社と打ち合わせを続けてまいります。進展等があった場合には、適宜、委員会に報告をさせていただきます。

○**勝田委員長** 質問等ございましたらお願いいたします。

(「無し」との声あり。)

○**勝田委員長** 質問も無いようですので、次に、契約案件「東筑波新治工業団地ポンプ場土木建築工事請負契約」について説明をお願いいたします。

○**和田下水道課長** 別添資料1 2をお願いいたします。東筑波新治工業団地ポンプ場土木建築工事は、8月1日付けの入札により、現在、山本工務店と仮契約を結んでいるところでございます。契約案件でございますので、総務市民委員会でご審議をいただく案件でございますが、当委員会においても説明をさせていただきます。2ページはポンプ場の新設場所でございます。工事の目的でございますが、旧新治地区におきまして、東筑波新治工業団地地先の永井地区など、周辺地区の公共下水道を集めて送り出すための暫定のポンプが設置されておりますが、近年、企業の進出や一般家庭の接続件数の増加により、汚水量も増加し、能力を超えたポンプの稼働から、故障等が頻繁となり、安定した運転が困難となりましたことから、公共下水道の事業計画に基づいた規模の汚水ポンプ場を新設するものでございます。3ページは工程表でございます。4ページは平面図でございます。

○**勝田委員長** 質問等ございましたらお願いいたします。

○**柏村委員** 契約金額、予定価格の何パーセントか。

○**和田下水道課長** 98.57%でした。

○**柏村委員** 他の業者は。

○**和田下水道課長** 入札の参加業者は、山本工務店の他2社で、折本工業、池田林業です。

○**柏村委員** オンブズマンをやっていた頃、90%を超えるものは官製談合だと言われ

ていた。これ，談合ではないのか。どうでしょうか。

○和田下水道課長 談合であるのかないのか，ここで申し上げることは出来ないと思います。

（「契約は管財だ」という声あり。）

○寺内委員 契約が2億2,110万円，元年度の予算が1億5,686万円，差があるのはなぜか。

○和田下水道課長 継続費として設定している部分があるからです。

○勝田委員長 他にございますか。

（「無し」との声あり。）

○勝田委員長 質問も無いようですので，次に，土浦市駅西駐車場ゲートバー破損に係る告訴状の提出について説明をお願いいたします。

○浅岡公園街路長 別添資料13をお願いいたします。平成30年7月に，駅西駐車場入り口ゲートバーが壊されたため，土浦警察署に被害届を提出しました。現場検証及び防犯カメラの画像を提供したところ，令和元年5月に，警察署から加害者が特定できたと連絡がございました。そのため加害者宛てゲートバーの補償について文書を送りましたが，連絡がとれず，次に配達証明で再送いたしましたが，郵送戻りとなったことから，同年7月12日に告訴状を提出いたしました。業者に確認をしたところバー以外のものには被害がないことを確認しております。加害者から弁償があった場合には告訴を取り下げます。告訴状は2ページの通りです。

○勝田委員長 質問等ございましたらお願いいたします。

（「無し」との声あり。）

○勝田委員長 質問も無いようですので，次に，土浦駅東口喫煙場所及び荒川沖東口喫煙場所のパーテーション設置について説明をお願いいたします。

○浅岡公園街路長 別添資料14をお願いいたします。1ページをお願いします。土浦駅東口の喫煙場所でございますが，位置図Aの場所に設置してございます。この場所は徒歩で学校に通う学生の動線上にありますことから，比較的人通りの少ない位置図Bに移動し，西口にあるような目隠しのパーテーションを設置するものでございます。2ページをお願いします。こちらは荒川沖東口の図面でございます。現在の場所にパーテーションを設置して分煙を図りたいと考えております。いずれも日本たばこ産業株式会社の費用負担により行うものでございます。設置時期は9月中旬に工事を実施し国体前には完成する予定でございます。

○勝田委員長 質問等ございましたらお願いいたします。

○柳澤委員 屋根を付けてくれと以前から言っていたんだが，どうなの。JTが全額費用負担。市にたばこ税12億円入っているよね。市は何もしないのか。

○内田委員 屋根ぐらい土浦市でやれよって，私も思う。

○勝田委員長 ご意見ということで承っておきます。

○柳澤委員 要望しておく。

○柏村委員 そもそも喫煙所を作るということに，私は賛成出来ない。

(「そういう意見もあるということだ」という声あり。)

○勝田委員長 他にございますか。

(「無し」との声あり。)

○勝田委員長 質問も無いようですので、次に、(3) その他のア、工事発注状況報告についてに移りますが、こちらは、後で、各自、資料に目を通していただきたいと思います。その他執行部の方から何かございますか。

(「無し」との声あり。)

○勝田委員長 なければ産業建設委員会を閉会します。